

利 用 者 の た め に

1 調査の目的

本調査は、食に関する様々な問題が顕在化している中で、消費者の安心・信頼の確保を展開するための施策としてトレーサビリティシステムの導入促進を図っていることから、食品産業におけるトレーサビリティシステムの実施・導入状況等の実態を把握し、諸施策の企画・立案に必要な資料を得ることを目的に調査を実施した。

2 根拠法規

本調査は、統計報告調整法（昭和27年法律第148号）第4条第1項の規定に基づく総務大臣の承認を受けた統計報告として実施した。

3 調査の機構

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて実施した。

4 調査の範囲及び調査対象期間

- (1) 調査の範囲は、全国とした。
- (2) 調査対象期間は、食品の総販売額は直近の決算日前1年間とし、従業者数及び各調査事項は平成16年1月1日現在とした。

5 調査対象

調査対象は次のとおりとした。

(1) 企業調査

ア 食品製造業

日本標準産業分類による食料品製造業を営む企業を対象とした。

イ 食品卸売業

日本標準産業分類による飲食料品卸売業を営む企業を対象とした。

ウ 食品小売業

日本標準産業分類による飲食料品小売業を営む企業を対象とした。

(2) 農協調査

総合農協

農業協同組合法で定める農業協同組合のうち、一般に組合の行う事業が信用事業とその他の事業（共済、購買、販売等）を併せて行う農業協同組合とした。

6 標本の抽出方法及び標本数

企業調査における標本は、総務省「平成13年事業所・企業統計調査」の結果による企業リストを用いて都道府県別（取りまとめセンター別）に食品製造業、食品卸売業及び食品小売業の業種別（別表1「業種区分一覧表」参照）、従業者規模階層別（別表2「従

業者規模階層別一覧表」参照)の標本抽出企業名簿を作成し、企業数に比例して無作為に抽出した。農協調査における標本は、「平成15年度 全国都道府県 農業協同組合名鑑」(日本農業新聞社発行)を用いて都道府県別(取りまとめセンター別)に標本抽出農協名簿を作成し、総合農協数に比例して無作為に抽出した。

| 業種 | 標本数 | 回収数 | 回収率 |
|-------|---------|---------|-------|
| 食品産業計 | 2,840企業 | 2,234企業 | 78.7% |
| 食品製造業 | 940企業 | 760企業 | 80.9% |
| 食品卸売業 | 940企業 | 747企業 | 79.5% |
| 食品小売業 | 960企業 | 727企業 | 75.7% |
| 総合農協 | 140農協 | 138農協 | 98.6% |

7 調査事項

(1) 企業調査における調査事項

- ア 企業の概要
- イ トレーサビリティシステムの現在の導入状況
- ウ 導入理由
- エ 邊及、追跡の範囲
- オ 情報の記録・保管状況
- カ 仕入先及び出荷先への伝達方法
- キ 情報の開示方法
- ク 導入のメリットと問題点
- ケ 今後普及していくための課題

(2) 農協調査における調査事項

- ア 農協の集出荷品目
- イ 品目別栽培管理情報の記録・保管状況
- ウ 出荷品目の追跡状況範囲
- エ 情報の伝達方法
- オ 情報の開示方法
- カ 栽培管理情報の記録・保管の整備を図るための課題
- キ 追跡が行える仕組みの整備を図るための課題

(3) 調査項目の細目は、参考の「食品製造業調査票」、「食品卸売業調査票」、「食品小売業調査票」及び「農業協同組合調査票」(以下総称して「調査票」という。)に記載するところによる。

8 調査方法

統計・情報センターから郵送で調査票を送付・回収する往復郵送調査により、調査客体が自ら記入する自計申告調査として行った。

9 調査期日

調査は、平成16年3月中旬から4月中旬の間に実施した。

10 調査結果の集計方法

(1) 推定方法

各階層区分の平均値は以下の計算式により推定した。

なお、平成16年8月6日公表「平成15年度食品産業動向調査結果の概要」においては、「食品販売金額規模別」及び「(3) トレーサビリティシステムによる品目別遡及・追跡の状況」は、単純積上げにより集計したが、本報告書においては下記の計算により推定したので注意されたい。

《計算式》

$$\bar{x} = \frac{\sum_{i=1}^L \frac{N_i}{n_i} \sum_{j=1}^{n_i} x_{ij} \cdot k_{ij}}{\sum_{i=1}^L \frac{N_i}{n_i} \sum_{j=1}^{n_i} k_{ij}}$$

\bar{x} = x 項目の推定値

N_i = i 階層の大きさ（母集団企業名簿の i 階層の企業数）

L = 階層数

n_i = i 階層から抽出した標本数（集計に用いた標本数）

k_{ij} = i 階層から抽出した j 標本が調査結果による区分において

当該集計対象階層に該当する場合1、該当しない場合0

x_{ij} = i 階層から抽出した j 標本の x 項目の値

(2) 推定値の実績精度

業種別のトレーサビリティシステムの推定導入率（すべて及び一部の品目に導入している企業）に対する標準誤差の算出を行った結果は、以下のとおりである。

| 業種 | 標準誤差(%) |
|-------|---------|
| 食品製造業 | 1.8 |
| 食品卸売業 | 1.8 |
| 食品小売業 | 1.5 |

11 調査用語の定義

(1) 調査単位

本調査では、企業単位に調査を行うことから、支社、支店、営業所、出張所、店舗等を持つ企業については、それらの事業所を含めた全体を1つの企業として調査する。

また、本調査は企業群（企業グループ、連結企業等）単位の調査ではなく、子会社、関連会社を持つ企業であっても、各企業毎の調査とする。

(2) 業種区分

本調査においては、日本標準産業分類における製造業、卸売業及び小売業の小分類及び細分類を再編成し、製造業で6業種、卸売業で5業種、小売業で9業種に区分する。(別表1「業種区分一覧表」参照)

(3) 総合農協

農業協同組合法で定める農業協同組合のうち、一般に組合の行う事業が信用事業とその他の事業(共済、購買、販売等)を併せて行う農業協同組合をいう。

(4) 従業者数(常用雇用者)

雇用期間の有無にかかわらず、雇用契約期間が1年以上の者をいう。

(5) トレーサビリティ(追跡可能性)

生産、処理・加工、流通・販売のフードチェーンの各段階で、食品とその情報を追跡し遡及できること。

(6) トレーサビリティシステム

いつ、どこから、仕入し、(いつ、どこで製造し)、いつ、どこへ出荷(販売)したか特定できる仕組みをいう。

また、食品とその情報の遡及・追跡のためのシステムであり、製造工程での安全性(衛生)管理や品質管理、環境管理を直接的に行うものではないが、それらのためのシステムを構築した場合に、結果としてトレーサビリティの実施に結びついている場合には、それらについてもトレーサビリティシステムが行われているものとする。

(7) 記録・保管

本調査においては、各段階(生産、加工、流通及び販売)における情報をロット毎に関連づけをして紙、パソコン等の媒体に記録し保管することをいう。

(8) 荷姿(ロット)

同一条件の下で加工または包装された食品の各段階での取り扱い単位のこと。

品目により何をロットとするかは異なる。

(9) 識別

照合番号又はID番号などによって、①個体、個別製品やロット、②事業者、③場所を特定できること。

(10) 識別単位

識別するときの単位。個体、個別製品やロットであり、食品の生産、処理、加工、流通及び販売の各段階において、食品の形や包装方法が変わるとき、識別単位が変化する場合がある。

(11) 識別番号

識別するための番号

(12) バーコード

太さや間隔の異なる棒を並べ合わせて表示する符号により情報をやりとりする方法

(13) 二次元コード

バーコードが一方向に情報を持つのに対し二次元コードは水平、垂直方向に情報を持つことから、バーコードの数十倍から数百倍のデータ表現が可能なコードである。

(14) 電子タグ(ICタグ)

非接触でデータを読みとり又は書き込みできる、持ち運び可能なデータ媒体により情報をやりとりする方法R F I D (Radio frequency Identification)とも呼ばれる。

(15) リスク管理

関係者と協議しながらリスク低減のための措置を決定し、実施・改善する過程。

*リスクとは、健康に悪影響をもたらす可能性のある、食品に関する生物学的、科学的、物理的な物質によって悪影響が発生する確率

(16) フードチェーン

生産、処理・加工、流通・販売、最終消費者に至るまでの食品の流れ。

12 利用上の注意

(1) 計と内訳は表示単位未満を四捨五入したため、一致しないものがある。

(2) 統計表中に使用した符号は次のとおりである。

「-」：事実のないもの。

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの。

「0」：単位に満たないもの。

連絡先：農林水産省 大臣官房 統計部

生産流通消費統計課消費統計室 食品産業動向班

電 話：03-3502-8111（内線2886、2885）

03-3591-0783（直通）

別表1 業種区分一覧表

1 食品製造業業種

| 日本標準産業分類 | | 食品産業動向調査 |
|--------------------------|---|-----------------------------|
| 中分類09 食料品製造業 | | 業種コード |
| 小分類 091 畜産食料品製造業 | | → 1091 畜産食料品製造業 |
| 092 水産食料品製造業 | | → 1092 水産食料品製造業 |
| 093 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業 | | → 1093 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業 |
| 094 調味料製造業 | | → 1094 調味料製造業 |
| 097 パン・菓子製造業 | | → 1097 パン・菓子製造業 |
| 095 糖類製造業 | } | |
| 096 精穀・製粉業 | | |
| 098 動植物油脂製造業 | | 1099 その他の食料品製造業 |
| 099 その他の食料品製造業 | | |

注：食品産業動向調査の業種コードは、食品産業動向調査独自のコードである。

2 食品卸売業業種

| 日本標準産業分類 | | 食品産業動向調査 |
|--------------------|--|-----------------|
| 中分類51 飲食料品卸売業 | | 業種コード |
| 小分類511 農畜産物・水産物卸売業 | | |
| 細分類 5111 米麦卸売業 | | → 5111 米穀類卸売業 |
| 5112 雜穀・豆類卸売業 | | |
| 5113 野菜卸売業 | | → 5112 野菜・果実卸売業 |
| 5114 果実卸売業 | | |
| 5115 食肉卸売業 | | → 5113 食肉卸売業 |
| 5116 生鮮魚介卸売業 | | → 5114 生鮮魚介卸売業 |
| 小分類512 食料・飲料卸売業 | | → 5120 食料・飲料卸売業 |

注：食品産業動向調査の業種コードは、食品産業動向調査独自のコードである。

3 食品小売業業種

| 日本標準産業分類 | 食品産業動向調査 |
|------------------------------------|--------------------|
| 中分類57 | 業種コード |
| 小分類 571 各種食料品小売業 | → 5710 各種食料品小売業 |
| 572 酒小売業 | → 5720 酒小売業 |
| 573 食肉小売業 | → 5730 食肉小売業 |
| 574 鮮魚小売業 | → 5740 鮮魚小売業 |
| 575 野菜・果実小売業 | → 5750 野菜・果実小売業 |
| 576 菓子・パン小売業 | → 5760 菓子・パン小売業 |
| 577 米穀類小売業 | → 5770 米穀類小売業 |
| 579 その他の飲食料品小売業 (細分類の料理品小売業は除く) | → 5790 その他の飲食料品小売業 |
| 細分類 5795 料理品小売業 | → 5795 料理品小売業 |

注：食品産業動向調査の業種コードは、食品産業動向調査独自のコードである。

別表2 従業者規模階層別一覧表

| | 第1階層 | 第2階層 | 第3階層 |
|-------|----------|----------|----------|
| 従業者規模 | 0 ~ 4人 | 5 ~ 9人 | 10 ~ 19人 |
| | 第4階層 | 第5階層 | 第6階層 |
| 従業者規模 | 20 ~ 49人 | 50 ~ 99人 | 100人以上 |

注：米穀類小売業の第5階層と第6階層については、母集団企業数が少ないとから第5階層にまとめた。